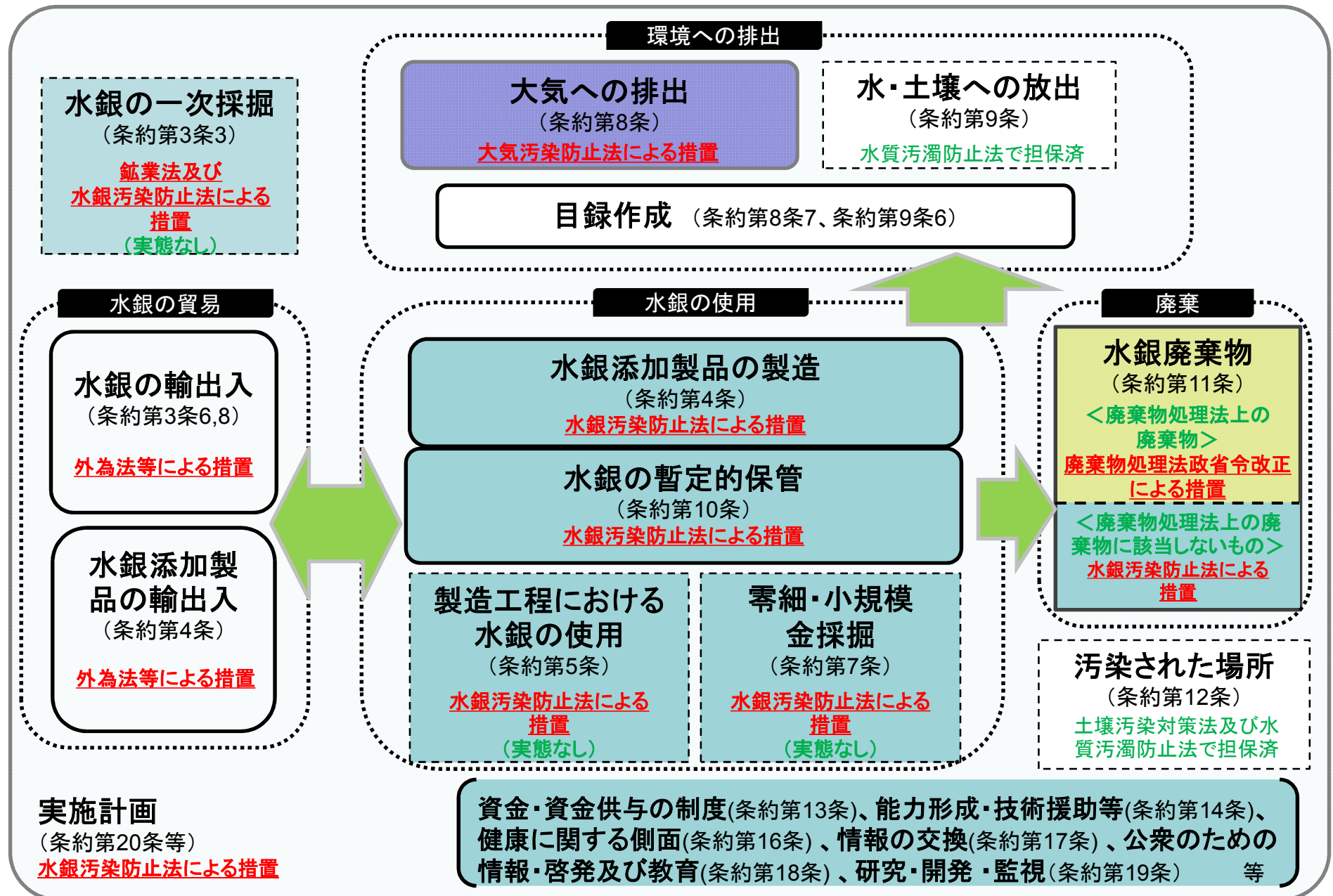


水銀による環境の汚染の防止に関する法律について

- 水俣条約の構成と担保措置等との関係
- 水銀による環境の汚染の防止に関する法律の概要
- 水銀による環境の汚染の防止に関する法律
- 新旧対照表
- 参照条文
- 水銀による環境の汚染の防止に関する法律案 政省令見込み事項

水俣条約の構成と担保措置等との関係



水銀による環境の汚染の防止に関する法律の概要

水銀に関する水俣条約の的確かつ円滑な実施を確保し、水銀による環境の汚染を防止するため、水銀の掘採、特定の水銀使用製品の製造、特定の製造工程における水銀等の使用及び水銀等を使用する方法による金の採取を禁止するとともに、水銀等の貯蔵及び水銀を含有する再生資源の管理等について所要の措置を講ずる。

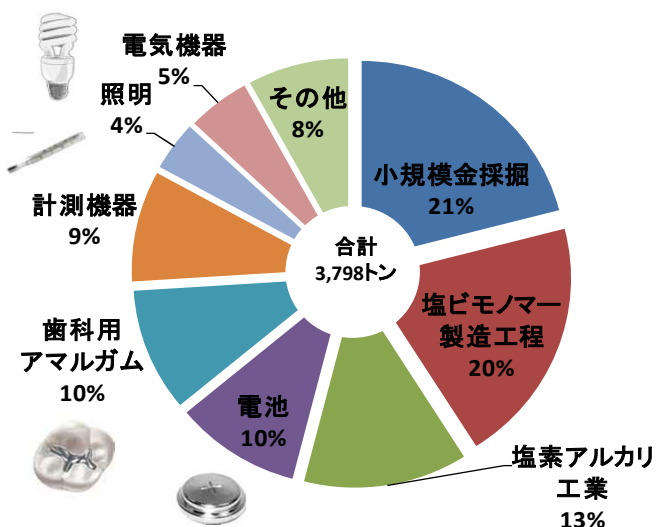
背景

世界規模で水銀対策を行う必要性が認識され、2010年から条約作成のための政府間交渉を開始

我が国がホストを務めた国連環境計画主催の外交会議（於：熊本市、水俣市）において、水銀に関する水俣条約の採択（2013年10月）

水俣病を経験した我が国として、同条約を早期に締結するとともに追加的措置を講じ、世界の水銀対策に主導的に取り組むことが必要
（条約発効要件：50ヶ国の締結の日後90日目）

世界の水銀需要

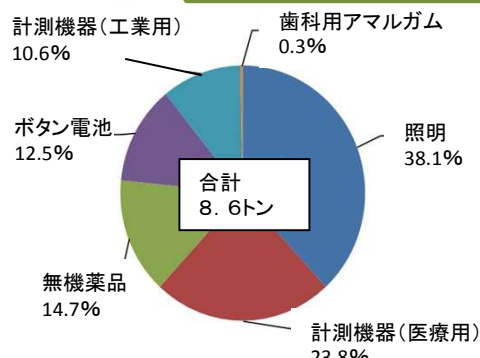


出典：UNEP Technical Background Report to the Global Atmospheric Mercury Assessment (2008)

法律の概要

- (1) 水銀等による環境の汚染の防止に関する計画を策定する（法第3条）
- (2) 水銀鉱の掘採を禁止する（法第4条）
- (3) 特定の水銀使用製品について、許可を得た場合を除いて製造を禁止するとともに、部品としての使用を制限する等の所要の措置を講じる（法第5条～第18条）
- (4) 特定の製造工程における水銀等の使用を禁止する（法第19条）
- (5) 水銀等を使用する方法による金の採取を禁止する（法第20条）
- (6) 水銀等の貯蔵に係る指針を定め、水銀等を貯蔵する者に対し定期的な報告を求める（法第21条、第22条）
- (7) 水銀含有再生資源（条約上規定される「水銀廃棄物」のうち、廃棄物処理法の「廃棄物」に該当せずかつ有用なもの。非鉄金属製錬から生ずる水銀含有スラッジなど。）の管理に係る指針を定め、水銀含有再生資源を管理する者に対し定期的な報告を求める（法第23・24条）
- (8) その他罰則等所要の整備を行う（法第25～35条）

日本における水銀需要



（出典：我が国の水銀に関するマテリアルフロー（2010年度ベース、2013年度更新））

※施行期日：我が国について条約が効力を生ずる日（(3)の一部は、別途政令で定める日）

水銀による環境の汚染の防止に関する法律

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
 - 第二章 水銀等による環境の汚染の防止に関する計画（第三条）
 - 第三章 水銀鉱の掘採の禁止（第四条）
 - 第四章 水銀使用製品の製造等に関する措置（第五条―第十八条）
 - 第五章 水銀等を使用する製造工程に関する措置（第十九条）
 - 第六章 水銀等を使用する方法による金の採取の禁止（第二十条）
 - 第七章 水銀等の貯蔵に関する措置（第二十一条・第二十二条）
 - 第八章 水銀含有再生資源の管理に関する措置（第二十三条・第二十四条）
 - 第九章 雑則（第二十五条―第三十条）
 - 第十章 罰則（第三十一条―第三十五条）
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、水銀が、環境中を循環しつつ残留し、及び生物の体内に蓄積する特性を有し、かつ、人の健康及び生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質であることに鑑み、国際的に協力して水銀による環境の汚染を防止するため、水銀に関する水俣条約（以下「条約」という。）の的確かつ円滑な実施を確保するための水銀鉱の掘採、水銀使用製品の製造等、特定の製造工程における水銀等（水銀及びその化合物をいう。以下同じ。）の使用、水銀等を使用する方法による金の採取、特定の水銀等の貯蔵及び水銀含有再生資源の管理の規制に関する措置その他必要な措置を講ずることにより、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）その他の水銀等に関する規制について規定する法律と相まって、水銀等の環境への排出を抑制し、もって人の健康の保護及び生活環境の保全に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「水銀使用製品」とは、水銀等が使用されている製品をいい、「特定水銀使用製

品」とは、水銀使用製品のうちその製造に係る規制を行うことが特に必要なものとして政令で定めるものをいう。

2 この法律において「水銀含有再生資源」とは、水銀等又はこれらを含む物（環境の汚染を防止するための措置をとることが必要なものとして主務省令で定める要件に該当するものに限り。）であつて、有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約附属書IV Bに掲げる処分作業がされ、又はその処分作業が意図されているもの（廃棄物処理法第二条第一項に規定する廃棄物並びに放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。）のうち有用なものをいう。

第二章 水銀等による環境の汚染の防止に関する計画

第三条 主務大臣は、水銀等による環境の汚染の防止に関する対策を総合的かつ計画的に推進し、あわせて条約の的確かつ円滑な実施を確保するため、水銀等による環境の汚染の防止に関する計画を策定するものとする。

2 前項の計画において定める事項は、次のとおりとする。

一 水銀等による環境の汚染を防止するための基本的事項

二 水銀等による環境の汚染を防止するために国、地方公共団体、事業者及び国民が講ずべき措置に関する基本的事項

三 その他条約の的確かつ円滑な実施を確保するための重要な事項

3 主務大臣は、第一項の計画を策定しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、中央環境審議会及び産業構造審議会の意見を聴かなければならない。

4 主務大臣は、第一項の計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、第一項の計画の変更について準用する。

第三章 水銀鉱の掘採の禁止

第四条 何人も、水銀鉱を掘採してはならない。

第四章 水銀使用製品の製造等に関する措置

(特定水銀使用製品の製造の禁止)

第五条 何人も、特定水銀使用製品を製造してはならない。ただし、次条第一項の許可を受けた者（以下「許可製造者」という。）が、同項の許可（第九条第一項の規定による変更の許可があったときは、その変

更後のもの。第十二条において同じ。）に係る特定水銀使用製品を製造する場合は、この限りでない。

（特定水銀使用製品の製造の許可）

第六条 特定水銀使用製品を製造しようとする者は、その種類ごとに、主務大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 製造しようとする特定水銀使用製品の種類及びその数量

三 製造しようとする特定水銀使用製品の用途

四 その他主務省令で定める事項

3 主務大臣は、第一項の許可をする場合において、その許可の有効期間を定めるものとする。

（欠格事由）

第七条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の許可を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者

二 第十条の規定により前条第一項の許可を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者

三 成年被後見人

四 法人であつて、その業務を行う役員のうち前三号のいずれかに該当する者があるもの

(許可の基準)

第八条 主務大臣は、第六条第一項の許可の申請に係る特定水銀使用製品が条約で認められた用途のために製造されることが確実であると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

(変更の許可等)

第九条 許可製造者は、第六条第二項第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の許可を受けなければならない。この場合においては、前条の規定を準用する。

2 許可製造者は、第六条第二項第一号に掲げる事項に変更があつたときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(許可の取消し)

第十条 主務大臣は、許可製造者が次の各号のいずれかに該当するときは、第六条第一項の許可を取り消すことができる。

- 一 第七条第一号、第三号又は第四号のいずれかに該当するに至ったとき。
- 二 不正の手段により第六条第一項又は前条第一項の許可を受けたとき。
- 三 前条第一項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更したとき。

(承継)

第十一条 許可製造者について相続、合併又は分割（当該許可に係る特定水銀使用製品の製造の事業の全部を承継させるものに限る。）があつたときは、相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該事業の全部を承継した法人は、許可製造者の地位を承継する。

2 前項の規定により許可製造者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(特定水銀使用製品の使用の制限)

第十二条 何人も、特定水銀使用製品を部品として他の製品の製造に用いてはならない。ただし、当該特定水銀使用製品が第六条第一項の許可を受けて製造された特定水銀使用製品又は外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第五十二条の承認を受けて輸入された特定水銀使用製品であつて、当該許可又は承認に係る用途に用いられる場合は、この限りでない。

(新用途水銀使用製品の製造等の基本原則)

第十三条 既存の用途に利用する水銀使用製品として主務省令で定めるもの以外の水銀使用製品（以下「新用途水銀使用製品」という。）については、当該新用途水銀使用製品の利用が人の健康の保護又は生活環境の保全に寄与するものである場合でなければ、その製造又は販売（以下「製造等」という。）をしてはならない。

(新用途水銀使用製品の製造等に関する評価)

第十四条 新用途水銀使用製品（新用途水銀使用製品を部品として用いて製造される新用途水銀使用製品であつて、その部品として用いられる新用途水銀使用製品が次項の規定による届出がされ、かつ、当該届出

に係る用途に利用されるものを除く。以下同じ。）の製造等を業として行おうとする者は、主務省令で定めるところにより、当該新用途水銀使用製品の利用が人の健康の保護又は生活環境の保全に寄与するかどうかについて、主務省令で定める方法により自ら評価をしなければならない。

2 新用途水銀使用製品の製造等を業として行おうとする者は、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、当該新用途水銀使用製品の種類及び用途、前項の評価の結果、当該評価に係る調査及び分析の方法その他の主務省令で定める事項を主務大臣に届け出なければならない。

3 主務大臣は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出に係る書類の写しを環境大臣に送付するものとする。

4 環境大臣は、前項の規定による送付を受けたときは、必要に応じ、環境省令で定める期間内に、同項の主務大臣に対し、届け出られた事項について人の健康の保護又は生活環境の保全の見地からの意見を述べることができる。

（新用途水銀使用製品に係る勧告）

第十五条 主務大臣は、新用途水銀使用製品の利用が人の健康の保護又は生活環境の保全に寄与することを

確保するために必要があると認めるときは、前条第二項の規定による届出をした者（以下「新用途水銀使用製品届出者」という。）に対し、新用途水銀使用製品の製造等に関し必要な勧告をすることができる。

この場合において、同条第四項の規定による環境大臣の意見があるときは、これを勘案しなければならない。

（国の責務）

第十六条 国は、市町村が水銀使用製品を適正に回収するために必要な技術的な助言その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

（市町村の責務）

第十七条 市町村は、その区域の経済的社会的諸条件に応じて、その区域内における廃棄された水銀使用製品を適正に回収するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第十八条 水銀使用製品の製造又は輸入の事業を行う者は、当該水銀使用製品への水銀等の使用に関する表示その他の消費者が水銀使用製品を適正に分別して排出することを確保することに資する情報を提供する

よう努めなければならない。

第五章 水銀等を使用する製造工程に関する措置

第十九条 何人も、化学工業品その他の物品の製造工程であつて、水銀等の使用に係る規制を行うことが特に必要なものとして政令で定める製造工程において、水銀等を使用してはならない。

第六章 水銀等を使用する方法による金の採取の禁止

第二十条 何人も、業として、金鉱から水銀等を使用する方法によつて金の採取を行つてはならない。

第七章 水銀等の貯蔵に関する措置

(貯蔵の指針等)

第二十一条 主務大臣は、水銀等（その貯蔵に係る規制を行うことが特に必要なものとして政令で定めるもの）に限り、水銀含有再生資源及び廃棄物処理法第二条第一項に規定する廃棄物を除く。以下この章において同じ。）を貯蔵する者（以下「水銀等貯蔵者」という。）がその貯蔵に係る水銀等による環境の汚染を防止するためにとるべき措置に関する技術上の指針を定め、これを公表するものとする。

2 主務大臣は、前項の規定により技術上の指針を公表した場合において環境の汚染を防止するために必要

がある」と認めるときは、水銀等貯蔵者に対し、その技術上の指針を勘案して、水銀等による環境の汚染を防止するためにとるべき措置について必要な勧告をすることができるとができる。

3 環境大臣及び経済産業大臣は、前項の規定による勧告の実施に関し、同項の主務大臣に意見を述べることができるとができる。

(貯蔵に関する報告)

第二十二條 水銀等貯蔵者であつて、その貯蔵する水銀等の量が主務省令で定める要件に該当する者は、主務省令で定めるところにより、定期的に、水銀等の貯蔵に関し主務省令で定める事項を主務大臣に報告しなければならない。

2 主務大臣は、前項の規定による報告があつたときは、速やかに、当該報告に係る書類の写しを環境大臣及び経済産業大臣に送付するものとする。

第八章 水銀含有再生資源の管理に関する措置

(管理の指針等)

第二十三條 主務大臣は、水銀含有再生資源を管理する者（以下「水銀含有再生資源管理者」という。）が

その管理に係る水銀含有再生資源による環境の汚染を防止するためにとるべき措置に関する技術上の指針を定め、これを公表するものとする。

2 主務大臣は、前項の規定により技術上の指針を公表した場合において環境の汚染を防止するために必要があるとき、水銀含有再生資源管理者に対し、その技術上の指針を勘案して、水銀含有再生資源による環境の汚染を防止するためにとるべき措置について必要な勧告をすることができる。

3 環境大臣及び経済産業大臣は、前項の規定による勧告の実施に関し、同項の主務大臣に意見を述べることができるとができる。

(管理に関する報告)

第二十四条 水銀含有再生資源管理者は、主務省令で定めるところにより、定期的に、水銀含有再生資源の管理に関し主務省令で定める事項を主務大臣に報告しなければならない。

2 第二十二條第二項の規定は、前項の規定による報告について準用する。

第九章 雑則

(報告の徴収)

第二十五条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、許可製造者、新用途水銀使用製品届出者、水銀等貯蔵者又は水銀含有再生資源管理者に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

(立入検査等)

第二十六条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、許可製造者、新用途水銀使用製品届出者、水銀等貯蔵者若しくは水銀含有再生資源管理者の事務所、工場、事業場、店舗若しくは倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験に必要な限度において試料を無償で収去させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査、質問又は収去をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査、質問及び収去の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(資料の提出の要求)

第二十七条 主務大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、水銀使用製品の製造

、輸出若しくは輸入を業として行う者、水銀等貯蔵者又は水銀含有再生資源管理者に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

(主務大臣等)

第二十八条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

一 第三条第一項及び第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による計画の策定及び公表に関する事項については、環境大臣、経済産業大臣並びに特定水銀使用製品の製造に係る事業、新用途水銀使用製品の製造等に係る事業、水銀等貯蔵者の行う事業及び水銀含有再生資源管理者の行う事業を所管する大臣

二 第六条第一項若しくは第九条第一項の許可、第十条の規定による許可の取消し、第九条第二項、第十条第二項若しくは第十四条第二項の規定による届出の受理、第十五条、第二十一条第二項若しくは第二十三条第二項の規定による勧告、第二十二条第一項若しくは第二十四条第一項の規定による報告の受理、第二十五条の規定による報告の徴収又は第二十六条第一項の規定による立入検査、質問若しくは収去に関する事項については、これらの事項に係る特定水銀使用製品の製造に係る事業、新用途水銀使用

製品の製造等に係る事業、水銀等貯蔵者の行う事業又は水銀含有再生資源管理者の行う事業を所管する大臣

三 第二十一条第一項又は第二十三条第一項の規定による指針の策定及び公表に関する事項については、環境大臣、経済産業大臣及び水銀等貯蔵者の行う事業又は水銀含有再生資源管理者の行う事業を所管する大臣

四 前条の規定による資料の提出及び説明の求めに関する事項については、環境大臣、経済産業大臣及び当該求めの対象となる者の行う事業を所管する大臣

2 この法律における主務省令は、次のとおりとする。

一 第二条第二項の主務省令については、環境大臣及び経済産業大臣の発する命令

二 第六条第二項又は第九条第一項若しくは第二項の主務省令については、特定水銀使用製品の製造に係る事業を所管する大臣の発する命令

三 第十三条又は第十四条第一項若しくは第二項の主務省令については、環境大臣、経済産業大臣及び新用途水銀使用製品の製造等に係る事業を所管する大臣の発する命令

四 第二十二條第一項の主務省令については、環境大臣、経済産業大臣及び水銀等貯蔵者の行う事業を所管する大臣の発する命令

五 第二十四條第一項の主務省令については、環境大臣、経済産業大臣及び水銀含有再生資源管理者の行う事業を所管する大臣の発する命令

六 次條第一項の主務省令については、同項の主務大臣の発する命令

(権限の委任)

第二十九條 第二十二條第一項及び第二項（第二十四條第二項において準用する場合を含む。）、第二十四條第一項、第二十五條並びに第二十六條第一項の規定による主務大臣の権限は、主務省令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

2 第二十一條第三項、第二十二條第二項（第二十四條第二項において準用する場合を含む。）及び第二十三條第三項の規定による環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、地方環境事務所長に委任することができる。

(経過措置)

第三十条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第十章 罰則

第三十一条 第四条の規定に違反した者は、五年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第五条の規定に違反した者
- 二 偽りその他不正の手段により第六条第一項又は第九条第一項の許可を受けた者
- 三 第十二条の規定に違反した者
- 四 第十九条の規定に違反した者
- 五 第二十条の規定に違反した者

第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十四条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして新用途水銀使用製品の製造等をした者

二 第二十二條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第二十四條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四 第二十五條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

五 第二十六條第一項の規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

第三十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三條の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

2 前項の規定により第三十一條の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同條の罪についての時効の期間による。

第三十五条 第九条第二項又は第十一条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十六条から第十八条までの規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

二 第五条から第十二条まで、第二十五条（許可製造者に係る部分に限る。）及び第二十六条（許可製造者に係る部分に限る。）の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）並びに附則第三条の規定 平成三十三年十二月三十一日までの間において政令で定める日

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第二十一条第一項の規定によ

り水銀鉱の掘採に係る鉱業権の設定の許可を受け、水銀鉱を掘採している鉱業権者（この法律の施行後に当該鉱業権者に係る当該鉱業権を鉱業法第五十一条の三の規定により取得した者を含む。）は、第四条の規定にかかわらず、この法律の施行の日から起算して十五年を経過する日までの間は、水銀鉱を掘採することができ。この場合において、その者は、その掘採した水銀鉱から得られる水銀等を、特定水銀使用製品（第六条第一項の許可（第九条第一項の規定による変更の許可があつたときは、その変更後のもの）又は外国為替及び外国貿易法第五十二条の輸入の承認を受けたものを除く。）以外の水銀使用製品の製造の用若しくは第十九条に規定する政令で定める製造工程以外の製造工程における使用の用に自ら供し、若しくは当該用にのみ供する者に譲り渡し、又は廃棄物（廃棄物処理法第二条第一項に規定する廃棄物をいう。）として処分し、若しくはその処分を他人に委託しなければならない。

第三条 第十二条の規定の施行の日前に製造され、又は輸入された特定水銀使用製品であつて、当該特定水銀使用製品の使用が条約で認められた用途に適合するものとして当該特定水銀使用製品の製造又は輸入に係る事業を所管する大臣の承認を受けたものを部品として他の製品の製造に用いる場合は、同条の規定は、適用しない。

(政令への委任)

第四条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(鉱業法の一部改正)

第五条 鉱業法の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「、水銀鉱」を削る。

(鉱業法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律の施行前に鉱業法第二十一条第一項の規定により設定された水銀鉱の掘採に係る鉱業権は、この法律の施行の日の前日において消滅するものとする。ただし、附則第二条の規定により水銀鉱を掘採する者については、同条に規定する期間は、当該鉱業権は存続するものとみなして、前条の規定による改正後の鉱業法の規定を適用する。

2 この法律の施行の際現に鉱業法第二十一条第一項の規定により経済産業大臣に対してされている鉱業権の設定の出願については、この法律の施行後は、当該出願のうち水銀鉱の掘採に係る鉱業権の設定の出願は、されなかったものとみなす。

(鉱業法の一部改正に伴う罰則に関する経過措置)

第七条 附則第五条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

第八条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

水銀による環境の汚染の防止に関する法律 新旧対照表
 ○鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>2 （略）</p> <p>（適用鉱物）</p> <p>第三条 この条以下において「鉱物」とは、金鉱、銀鉱、銅鉱、鉛鉱、そう鉛鉱、すず鉱、アンチモニー鉱、亜鉛鉱、鉄鉱、硫化鉄鉱、クローム鉄鉱、マンガン鉱、タングステン鉱、モリブデン鉱、ひびん鉱、ニッケル鉱、コバルト鉱、ウラン鉱、トリウム鉱、りん鉱、黒鉛、石炭、亜炭、石油、アスファルト、可燃性天然ガス、硫黄、石こう、重晶石、明ばん石、ほたる石、石綿、石灰石、ドロマイト、けい石、長石、ろう石、滑石、耐火粘土（ゼーゲルコーン番号三十一以上の耐火度を有するものに限る。以下同じ。）及び砂鉱（砂金、砂鉄、砂すずその他ちゆう積鉱床をなす金属鉱をいう。以下同じ。）をいう。</p>	<p>2 （略）</p> <p>（適用鉱物）</p> <p>第三条 この条以下において「鉱物」とは、金鉱、銀鉱、銅鉱、鉛鉱、そう鉛鉱、すず鉱、アンチモニー鉱、水銀鉱、亜鉛鉱、鉄鉱、硫化鉄鉱、クローム鉄鉱、マンガン鉱、タングステン鉱、モリブデン鉱、ひびん鉱、ニッケル鉱、コバルト鉱、ウラン鉱、トリウム鉱、りん鉱、黒鉛、石炭、亜炭、石油、アスファルト、可燃性天然ガス、硫黄、石こう、重晶石、明ばん石、ほたる石、石綿、石灰石、ドロマイト、けい石、長石、ろう石、滑石、耐火粘土（ゼーゲルコーン番号三十一以上の耐火度を有するものに限る。以下同じ。）及び砂鉱（砂金、砂鉄、砂すずその他ちゆう積鉱床をなす金属鉱をいう。以下同じ。）をいう。</p>

水銀による環境の汚染の防止に関する法律 参照条文

(参照法令一覧)

1. 有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約（平成五年条約第七号）（抄）…………… 1
2. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）（抄）…………… 3
3. 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）（抄）…………… 3
4. 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）（抄）…………… 3

○有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約（平成五年条約第七号）

附属書 IV 処分作業

A 資源回収、再生利用、回収利用、直接再利用又は代替的利用の可能性に結びつかない作業

このA表は、資源回収、再生利用、回収利用、直接再利用又は代替的利用の可能性に結びつかない処分作業であって実際に行われるすべてのものを含む。

D 1 地中又は地上への投棄（例えば、埋立て）

D 2 土壌処理（例えば、液状又は泥状の廃棄物の土中における生物分解）

D 3 地中の深部への注入（例えば、井戸、岩塩ドーム又は天然の貯留場所へのポンプ注送が可能な廃棄物の注入）

D 4 表面貯留（例えば、液状又は泥状の廃棄物をくぼ地、池又は潟に貯留すること。）

D 5 特別に設計された処分場における埋立て（例えば、ふたをされ、かつ、相互に及び周囲から隔離されている遮水された区画群に埋め立てること。）

D 6 海洋を除く水域への放出

D 7 海洋への放出（海底下への挿入を含む。）

D 8 この附属書において他に規定されていない生物学的処理であって、その結果生ずる最終的な化合物又は混合物がこのA表に掲げるいずれかの作業方法によって廃棄されることとなるもの

D 9 この附属書において他に規定されていない物理化学的処理であって、その結果生ずる最終的な化合物又は混合物がこのA表に掲げるいずれかの作業方法によって廃棄されることとなるもの（例えば、蒸発、乾燥、煨（か）焼、中和、沈殿）

D 10 陸上における焼却

D 11 海洋における焼却

D 12 永久保管（例えば、容器に入れ鉢坑において保管すること。）

D 13 このA表に掲げるいずれかの作業に先立つ調査又は混合

- D 14 このA表に掲げるいずれかの作業に先立つこん包
- D 15 このA表に掲げるいずれかの作業が行われるまでの間の保管
- B 資源回収、再生利用、回収利用、直接再利用又は代替利用に結びつく作業
- このB表は、有害廃棄物であると法的に定義され又は認められている物であって、このB表に掲げる作業が行われなかった場合には、A表に掲げる作業が行われていたはずのものに関するすべての作業を含む。
- R 1 燃料としての利用（直接焼却を除く。）又はエネルギーを得るための他の手段としての利用
- R 2 溶剤の回収利用又は再生
- R 3 溶剤として使用しない有機物の再生利用又は回収利用
- R 4 金属及び金属化合物の再生利用又は回収利用
- R 5 その他の無機物の再生利用又は回収利用
- R 6 酸又は塩基の再生
- R 7 汚染の除去のために使用した成分の回収
- R 8 触媒からの成分の回収
- R 9 使用済みの油の精製又はその他の再利用
- R 10 農業又は生態系の改良に役立つ土壌処理
- R 11 R 1からR 10までに掲げる作業から得られた残滓（し）の利用
- R 12 R 1からR 11までに掲げる作業に提供するための廃棄物の交換
- R 13 このB表に掲げるいずれかの作業のための物の集積

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第二百二十七号）

（定義）

第二条 この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。）をいう。

256 （略）

○外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）

（輸入の承認）

第五十二条 外国貿易及び国民経済の健全な発展を図るため、我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行するため、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、又は第十条第一項の閣議決定を実施するため、貨物を輸入しようとする者は、政令で定めるところにより、輸入の承認を受ける義務を課せられることがある。

○鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）

（適用鉱物）

第三条 この条以下において「鉱物」とは、金鉱、銀鉱、銅鉱、鉛鉱、そう鉛鉱、すず鉱、アンチモニー鉱、水銀鉱、亜鉛鉱、鉄鉱、硫化鉄鉱、クローム鉄鉱、マンガン鉱、タングステン鉱、モリブデン鉱、ひ鉱、ニッケル鉱、コバルト鉱、ウラン鉱、トリウム鉱、りん鉱、黒鉛、石炭、亜炭、石油、アスファルト、可燃性天然ガス、硫黄、石こう、重晶石、明ばん石、ほたる石、石綿、石灰石、ドロマイト、けい石、長石、ろう石、滑石、耐火粘土（ゼーゲルコーン番号三十一以上の耐火度

を有するものに限る。以下同じ。)及び砂鉱(砂金、砂鉄、砂すずその他ちゆう積鉱床をなす金属鉱をいう。以下同じ。)をいう。

2 (略)

(鉱物の掘採及び取得)

第七条 まだ掘採されない鉱物は、鉱業権によるのでなければ、掘採してはならない。但し、左の各号に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 可燃性天然ガスを営利を目的としないで、単に一家の自用に供するとき。
- 二 鉱業権の目的となっていない石灰石、ドロマイト又は耐火粘土を営利を目的としないで、単に一家の自用に供するとき。

(設定の出願)

第二十一条 鉱業権(特定鉱物以外の鉱物を目的とするものに限る。)の設定を受けようとする者は、経済産業大臣に出願して、その許可を受けなければならない。

2・3 (略)

(鉱業権の相続その他の一般承継)

第五十一条の三 相続その他の一般承継によつて鉱業権を取得した者は、経済産業省令で定める手続に従い、取得の日から三月以内にその旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

2 経済産業大臣は、前項の規定による届出が、次に掲げる基準のいずれにも適合すると認めるときは、その旨をその届出をした者に通知し、いずれかに適合しないと認めるときは、鉱業権を譲渡するために通常必要と認められるものとして経済産業省令で定める期間内に譲渡すべき旨をその届出をした者に通知しなければならない。

- 一 その届出に係る鉱業権を取得した者が当該鉱業権の目的となつている鉱物の合理的な開発を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有すること。

- 二 その届出に係る鉱業権を取得した者が十分な社会的信用を有すること。
- 三 その届出に係る鉱業権を取得した者が第二十九条第一項第三号イからハまでのいずれにも該当しないこと。
- 四 その届出に係る鉱業権を取得した者による鉱物の掘採が内外の社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、公共の利益の増進に支障を及ぼすおそれがあるものでないこと。

水銀による環境の汚染の防止に関する法律
政省令等見込み事項

【政令】

第 2 条第 1 項	政令で定めるもの	製造禁止・許可の対象となる「特定水銀使用製品」を具体的に列挙
第 19 条	政令で定める製造工程	水銀等の使用禁止の対象となる製造工程を具体的に列挙
第 21 条第 1 項	政令で定めるもの	水銀等の貯蔵の指針等の対象となる水銀等を規定（水銀の濃度、水銀化合物の種類等）
附則第 1 条第 1 号	政令で定める日	水銀使用製品に係る責務関係の施行期日を定める
附則第 1 条第 2 号	政令で定める日	特定水銀使用製品関係の施行期日を定める
附則第 4 条	政令で定める	附則に定めるもの以外の必要な経過措置を定める

【省令】

第 2 条第 2 項	主務省令で定める基準	水銀含有再生資源に該当する数値基準を定める
第 6 条第 2 項	主務省令で定めるところ	特定水銀使用製品の製造の許可の申請の手続きを定める
第 6 条第 2 項 第 4 号	その他主務省令で定める事項	特定水銀使用製品の製造の許可の申請事項を定める
第 9 条第 1 項	主務省令で定めるところ	特定水銀使用製品の製造の変更の許可の申請の手続きを定める
第 9 条第 2 項	主務省令で定めるところ	特定水銀使用製品の製造の変更の届出の手続きを定める
第 13 条	主務省令で定めるもの	既存の用途に利用する水銀使用製品を網羅的に列挙する
第 14 条第 1 項	主務省令で定めるところ	新用途水銀使用製品の製造等に関する評価の手続きを定める
第 14 条第 1 項	主務省令で定める方法	新用途水銀使用製品の製造等に関する評価の方法を具体的に定める
第 14 条第 2 項	主務省令で定めるところ	新用途水銀使用製品に関する主務大臣への届出の手続きを定める
第 14 条第 2 項	主務省令で定める事項	新用途水銀使用製品に関する届出事項を定める
第 14 条第 4 項	環境省令で定める期間	新用途水銀使用製品の届出事項に関して環境大臣が意見を述べる事が出来る期間を定める

第 22 条第 1 項	主務省令で定める要件	貯蔵に関する報告の対象となる者の要件を定める
第 22 条第 1 項	主務省令で定めるところ	貯蔵に関する報告の手続きを定める
第 22 条第 1 項	主務省令で定める事項	管理に関する報告事項を定める
第 24 条第 1 項	主務省令で定めるところ	管理に関する報告の手続きを定める
第 24 条第 1 項	主務省令で定める事項	貯蔵に関する報告事項を定める
第 29 条第 1 項	主務省令で定めるところ	主務大臣の権限を地方支分部局に委任する場合を定める
第 29 条第 2 項	環境省令で定めるところ	環境大臣の権限を地方環境事務所長に委任する場合を定める

【告示等】

第 3 条第 1 項	水銀等による環境の汚染に関する計画を策定する	水銀等による環境の汚染に関する計画を策定する
第 21 条第 1 項	技術上の指針を定め、公表する	貯蔵する水銀等による環境の汚染を防止するためにとるべき措置に関する技術上の指針を定める
第 23 条第 1 項	技術上の指針を定め、公表する	管理する水銀含有再生資源による環境の汚染を防止するためにとるべき措置に関する技術上の指針を定める

【その他】 第 16 条・第 17 条（適正回収）、第 18 条（製品表示）に基づくガイドラインの策定